○産業廃棄物税条例

平成十六年三月二十三日
宮城県条例第十九号

産業廃棄物税条例をここに公布する。

産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条　県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　産業廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二　最終処分業者　廃棄物処理法第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による知事(廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定により知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二十七条第一項に規定する指定都市の長等を含む。)の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。)又は廃棄物処理法第十五条の四の三第一項の規定による環境大臣の認定(同条第三項において読み替えて準用する廃棄物処理法第九条の九第六項の規定による変更の認定を含む。以下この号において同じ。)若しくは当該認定に係る処理の委託を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

三　最終処分場　県内に所在する産業廃棄物の埋立処分の用に供される施設をいう。

(平二一条例八三・平二三条例九五・一部改正)

(課税地)

第三条　産業廃棄物税の課税地は、最終処分場の所在地とする。

2　知事は、前項の規定による課税地を不適当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、別に課税地を指定することができる。

(納税義務者)

第四条　産業廃棄物税は、事業者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。)を含む。次項及び次条において同じ。)がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

2　産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合には、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第五条　事業者が、天災地変その他の災害で知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物を最終処分場へ搬入をする場合には、当該産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を免除する。

(課税標準)

第六条　産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする。

2　前項の産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(税率)

第七条　産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第八条　産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四条第二項の規定により産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第九条　最終処分業者を産業廃棄物税の特別徴収義務者とする。

2　知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3　前二項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

第十条　前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により特別徴収義務者に指定された者は直ちに、その特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

一　特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所又は所在地)並びに法人にあっては、代表者の氏名
二　最終処分場の名称及び所在地
三　最終処分場の設備の概要
四　事業開始年月日
五　その他知事が必要と認める事項

2　知事は、前項の規定による登録の申請をした者を登録した場合においては、その登録をした者に対しその者が産業廃棄物税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付する。

3　前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

4　第二項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

5　第二項の規定により登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合においては、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

6　産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときは、その消滅した日から十日以内に、その旨を知事に届け出るとともに、第二項の証票を返さなければならない。

(平二七条例九二・一部改正)

(申告納入)

第十一条　産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の下欄に定める期限までに、課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から一月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税について、これを申告納入しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2　知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第十二条　知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が、産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条に規定する納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認められるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

2　法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、前項前段の規定による徴収猶予について準用する。

3　知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十三条　知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2　知事は、前項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3　知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十四条　第八条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(第十六条第一項において「申告納付すべき納税者」という。)は、次の表の上欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の下欄に定める期限までに、課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による納付申告

書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を終了し、又は休止した場合においては、その終了し、又は休止した日から一月以内に、終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき産業廃棄物税について、これを申告納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2　知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3　第一項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第十五条　最終処分場を設置しようとする者(第十条第一項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　最終処分場の設置者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所又は所在地)並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　最終処分場の所在地及び名称

三　最終処分場の設備の概要

四　埋立処分の開始年月日

五　その他知事が必要と認める事項

2　前項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平二七条例九二・一部改正)

(帳簿の保存等)

第十六条　産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者は、最終処分場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載し、当該帳簿を第十一条又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

一　産業廃棄物の搬入年月日

二　産業廃棄物の重量

三　産業廃棄物税の税額

四　その他知事が必要と認める事項

2　前項の場合において、同項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもって当該帳簿の保存に代えることができる。

(令三条例六〇・一部改正)

(賦課徴収)

第十七条　産業廃棄物税の賦課徴収については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四条、第四条の二、第七条第二項、第八条から第十三条まで、第十六条第一項及び第三項、第十六条の四、第十七条第一項及び第三項、第二十条、第二十一条、第百六十七条、第百六十九条並びに附則第三条の二の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、同条例第七条第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「産業廃棄物税に係る徴収金」と、同条例第八条第一項中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、同条例第十三条第一項、第百六十七条及び第百六十九条中「この条例」とあるのは「産業廃棄物税条例」と読み替えるものとする。

2　この条例に定めがあるもののほか、産業廃棄物税の賦課徴収については、法令の定めるところによる。

3　産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第九号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

(平二一条例八三・令元条例六九・一部改正)

(現行犯事件の臨検等をすることができる間接地方税等の指定)

第十八条　産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。
2　産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の九第四号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。
（令元条例六九・追加）
（県税事務所長に対する知事の権限の委任）
第十九条　知事は、次に掲げる事項を課税地所轄の県税事務所長に委任する。
一　産業廃棄物税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項
二　産業廃棄物税に係る過料の納額告知及び徴収に関する事項
2　知事は、前項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所長に指示することができる。
（令元条例六九・旧第十八条繰下）
（使途）
第二十条　知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てなければならない。
（令元条例六九・旧第十九条繰下）
（委任）
第二十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（令元条例六九・旧第二十条繰下）
附　則
（施行期日等）
1　この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。
（平成一六年規則第一〇二号で平成一七年四月一日から施行）
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に最終処分業者である者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に産業廃棄物の埋立処分の事業を開始するものとみなして、第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに」とあるのは、「直ちに」とする。
3　この条例の施行の際現に最終処分場を設置している者（前項の規定により施行日に産業廃棄物の埋立処分の事業を開始するものとみなされる者を除く。）については、施行日に最終処分場を設置するものとみなして、第十五条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分の事業を開始しようとする日前五日までに」とあるのは、「直ちに」とする。
（この条例の施行のための準備）
4　第十条第一項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録の申請は、施行日前においても行うことができる。
（この条例の失効）
5　この条例は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。
（平二一条例八三・平二六条例八一・令元条例六九・一部改正）
6　この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中に行われた最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。
附　則（平成二一年条例第八三号）
この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、改正後の産業廃棄物税条例の規定は、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用する。
（平成二二年規則第二八号で平成二二年三月三一日から施行）
附　則（平成二三年条例第九五号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成二六年条例第八一号）
この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成二七年規則第一八号で平成二七年三月三一日から施行）
附　則（平成二七年条例第九二号）抄
この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
附　則（令和元年条例第六九号）

この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和二年規則第四〇号で令和二年三月三十一日から施行)

附　則(令和三年条例第六〇号)

(施行期日)

1　この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に保存が行われる同項に規定する帳簿について適用する。